

けんぽガイド

病院などを受診するときはマイナ保険証 で！！

2024年12月2日健康保険証が廃止され、健康保険証の新規・再発行は行われません。

病院等を受診するときは「マイナ保険証（マイナンバーカード）」を利用してください。

※マイナ保険証とは、マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。



STEP 1 マイナンバーカードを取得しましょう

マイナ保険証を利用するためにはマイナンバーカードが必要です。

お持ちでない場合は、受け取るために申請をしましょう。

スマホ、パソコン、証明用写真機等から簡単に申請が可能です。

申請後、概ね1か月後に交付通知書が届いたら、交付場所にて受け取りましょう。



STEP 2 マイナ保険証の利用登録をしましょう

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込が必要です。

※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込めます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備
①マイナンバーカード
②マイナンバーカード読取対応のスマホ
③アプリ「マイナポータル」のインストール
- マイナポータル
- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
 - STEP2 「申し込む」をタップする。
 - STEP3 利用規約等に同意する。
 - STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone



Android



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM 画面

マイナンバーカードでの手続き

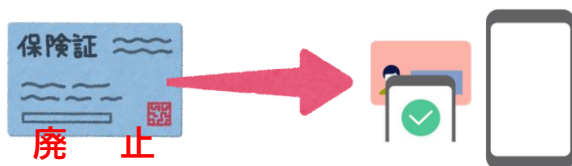
健康保険証利用の申込み



※その他、市区町村の窓口でも利用登録が可能です。

STEP 3 マイナポータルで自身の資格情報を確認してみよう

マイナポータル※にログインをして、マイナンバーカードの保険証利用登録済となっていれば、お手続きは完了です。



※国民ひとりひとりが、オンラインで様々な行政サービスを受けることができる政府公式ウェブサイトです。利用には、マイナンバーカードと暗証番号の入力が必要です。

今後はスマートフォンのマイナポータルアプリから、マイナポータルへログインすれば、いつでも健康保険証に記載されていた記号・番号等の資格情報を確認することができます。

入社後、マイナ保険証が利用できるまでに要する期間や注意点等については、**次頁以降をご確認ください。**

マイナ保険証の 利用について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、2024年12月2日に健康保険証は廃止となり、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を基本とする仕組みになりました。被保険者、ご家族の皆さまが、パレット健康保険組合に加入後、病院等でマイナ保険証が利用できるまでの注意点等についてお知らせします。



加入してからマイナ保険証が利用できるまで

被保険者の皆さま

事業主が「マイナンバー」や「住民票住所」「氏名」「生年月日」「加入日」などの情報を記載した届書を健康保険組合に提出し、健康保険組合がデータ登録を完了することで、マイナ保険証が利用できるようになります。

被扶養者（ご家族）の皆さま

被保険者が「被扶養者（異動）届」にご家族の「マイナンバー」や「住民票住所」「氏名」などを記載、必要な証明書類を添付して、事業主を通して健康保険組合に提出します。健康保険組合の審査終了後、被扶養者として認定された方のデータ登録を完了することで、マイナ保険証が利用できるようになります。

▶▶ 法令上、届書等にはマイナンバーの記載が求められています

- ・マイナンバーなどの情報が正確に記載されている場合は、5日以内にデータ登録が完了します
- ・事業主が提出する届書や被保険者が提出する被扶養者（異動）届にマイナンバーが記載されていなかった場合は、データ登録完了までに10日程度かかります
- ・データ登録が完了するまで、マイナ保険証を利用することはできません
- ・一定の日数を経過してもデータ登録の完了が見込まれない場合は、有効期限付きの「資格確認書」を交付します

データ登録が完了した方に「資格情報のお知らせ」を送ります



2024年12月2日以降加入した方には、マイナ保険証が利用できるようになった時点で「資格情報のお知らせ」を送ります。マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができますが、「オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関」を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、健康保険組合からお送りする「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」をご用意ください。

「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」と一緒に「マイナンバーカード」を病院等の窓口

に提示することで保険診療を受けることができます。

< 資格情報のお知らせ >

資格情報のお知らせ

様式
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	000	番号	00000000 (枝曲) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サカタ タロウ		
年齢	3期		
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない・機外の場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただけます。

資格情報のお知らせ
令和〇〇年〇月〇日発行
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝曲) 00
氏名 佐藤 太郎
年齢 3期
受診の際にはマイナ保険証が有効であることを示す必要があります。

右下を切り取りマイナンバーカードと携帯できます

< マイナポータルの資格情報画面 >

マイナポータルにアクセスすることで、資格情報画面が確認できます。



アクセス用 QRコード



QRコードは資格情報のお知らせにも記載されています

医療保険の資格情報

※この画面のみでは受診できません。マイナ保険証が必要となります。

健康保険番号: 00000000000000000000

氏名: 佐藤 太郎

年齢: 3期

資格取得年月日: 平成〇〇年〇月〇日

交付年月日: 令和〇〇年〇月〇日

保険者名: 〇〇

マイナ保険証の読み取りができない・機外の場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

マイナポータルのダウンロード機能を使ってスマホに保存しておくことができます



健保組合から「資格情報のお知らせ」が届く前に、マイナ保険証で受診する場合は、マイナポータルにアクセスし、正しい情報が登録されているか確認してから受診してください

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ▶ 上記<マイナポータルの資格情報画面>のQRコードからマイナポータルにログインし、スマホにダウンロードしてください

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」を提出してください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- ▶ 取得が困難な方や取得しない方については、資格確認書を交付します。

マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合、まずはマイナンバーカードの取得をお願いします。

PALETTE